

町有地売払い条件付一般競争入札 物件概要書

1. 入札物件の概要

(参考) 物件は旧 1 区町内会館跡地

(1) 土地の表示

所在	地番	地目	地積
上川郡鷹栖町北野東 4 条 3 丁目	55 番 28	宅地	440.18 m ²

(2) 建物の表示

所在	設置地番	種類	構造	床面積
上川郡鷹栖町北野東 4 条 3 丁目	55 番 28	集会場	木造	66.42 m ²

※建物は未登記

2. 契約条件

- ・買受者は入札の日から 7 日以内に売買契約を締結すること。
- ・契約締結後 30 日以内に売払い代金の残額を一括で納入すること。
- ・土地は現状有姿で、建物等を含めた引き渡しとなります。
- ・買受者は、契約締結後速やかに本件建物の解体工事に着手し、令和 8 年 3 月 31 日までに完了し、一般住宅用地（一般住民が居住する住宅の用地）として利用可能な更地の状態とすること。
- ・買受者は、本件土地を取得後、自己の責任と費用において、一般住宅用地として利用すること。この場合において、利用とは個人に譲渡することも含むものとします。
- ・買受者が個人の場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに、一般住宅（一般住民が居住する住宅）の建築工事に着手すること。
- ・買受者が宅地建物取引業者（法人）の場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに、本件土地を鷹栖町空き家空き地バンクに登録し、一般住宅用地として売出しを開始すること。
- ・売払い物件の確定測量は行っていません。公募面積による売買となることから、公募面積と実測面積との間に差異が生じた場合、異議申し立てや増減による代金の請求には応じられません。確定測量は買受者において行ってください。
- ・地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりません。対応が必要な場合は、買受者において行ってください。
- ・売払い物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受者において行っていただきます。

3. その他

- ・契約その他にかかる諸費用は、買受者の負担とします。
- ・土地は、鷹栖町地区計画等区域内建築物の制限に関する条例（平成10年 6 月 17 日 条例第 11 号）に基づく「北野東地区整備計画地区」に位置します。